

豊島宣言

今、豊島では、一〇年を要するといわれる、「大量の有害廃棄物処理を未だ誰も経験したことのない中間処理で解決する」ための検討がされようとしています。

なぜ、私たちは、新たな公害を引き起こすかもしれない未知の技術による中間処理を、今後一〇年にもわたって受忍することを決断したのでしょうか。

私たちは、事業者による廃棄物処理計画が明るみに出てから、二二回目の春を迎えました。

この間、反対を続けて来た私たちの目の前で、香川県が無害であることを約束したはずのミミズ養殖業は、わが国最大の有害産業廃棄物不法投棄事件へと変貌したのです。

放置されたままの、五〇万トンを超える廃棄物は、極めて有害で処理の困難なものであることが明らかにになりました。

私たちは、廃棄物を撤去し、汚された美しい島を自らの手で再生し、子孫に託すために、そして同時に、廃棄物をそのまま島外に撤去することによって、第二の豊島をつくらないために、島内での中間処理を受忍したのです。

私たちにとっては、ぎりぎりの選択でした。
公害等調整委員会は、香川県が、シュレッダーダストを有価物と判断した誤りが豊島事件を引き起こしたことを指摘し、中間処理を前提とした対策を求めました。

国も、これと同じ立場で解決を求め、住民の同意を前提に、国が技術的・財政的支援をすることを表明しました。

その結果、香川県は、ようやく自ら主体となって廃棄物の中間処理に臨むと述べました。

しかし香川県は、中間処理のための調査を行うにあたって、中間処理をおこなう前提であるはずの「香川県の誤り」も、中間処理を行う目的であるはずの「島外撤去」も、いまだ認めようとしません。

この香川県の姿勢が、過去において豊島問題を引き起こし、今現在も問題の解決をいたずらに長引かせています。

豊島事件を根本的に解決するためには、香川県がこの姿勢を改める以外にありません。

よって、ここに宣言します。

「香川県は、豊島産業廃棄物問題を解決するため、過去における自らの誤りを認めるとともに、中間処理によって廃棄物を極力資源化し、島外に撤去しなければならぬ」

平成九年三月三〇日

知事の姿勢を問う豊島住民大会